

令和4年11月農業委員会定例会議事録

日時	令和4年11月21日(月)午後1時30分～午後2時30分
場所	さぬき市役所 3階 301、302会議室 議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく競売買受適格証明願いについて (会長提出議案第1号)
日程第3	農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第2～7号)
日程第4	非農地証明願いについて (会長提出議案第8～11号)
日程第5	農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第12～16号)
日程第6	農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第17号)
日程第7	農業経営改善計画の審査について (会長提出議案第18号)
日程第8	その他
出席委員	1 楠 豊 2 吉原博美 3 朝倉重弘 5 松岡浩二 6 稲田俊美 8 大塚ノブ子 9 岡村義弘 10 廣瀬 徹 12 十川隆行 13 岩澤佳宣 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 芳竹和政 4 蓮井セツ子(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)
欠席委員	7 間嶋正憲 14 寒川 巧
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳主査 藤川英祐主任主事
農林水産課	玉木省三副主幹
農地機構	三好幸信農地集積専門員 猪熊正農地集積専門員
傍聴者	なし

事務局

ご案内の時刻が参りましたので、ただいまより11月定例会を始めさせていただきます。進行につきましては、松原会長のほうでよろしく願います。

議長（会長）

皆さん、こんにちは。紅葉も見頃を迎えて、朝晩めっきり涼しくなり、寒くなりましたが、皆さんいかがお過ごしでしたでしょうか。冬を迎えようとしておりますが、コロナ等、インフル等、大変はやっておりますので、早めな予防接種をお願いしたいと思います。

今日は私、別の会が4時からございますので、ここを3時半に失礼させてもらって、後を職代に譲ることになっております。なるべくそれまでに済ませたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

なお、本日提案致します案件につきましては、事前に各地区で現地確認等を行っていると思いますので、よろしくお願い致します。

さて、本日の出席は17名中15名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、過半数の出席ですので成立することを宣言致します。

では、議事録署名委員の決定ですが、私のほうから指名させていただきます。16番藤澤委員さん、17番芳竹委員さん、両委員さん、よろしくお願い致します。

では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。

日程第1 諸報告。事務局より報告をお願い致します。

事務局

それでは、別紙のA4の用紙をご覧ください。最初に農地法第18条第6項に基づく通知についてをご覧ください。これは賃借権を中途解約するもので、2件受理しています。

報告第1号、貸人、●●●●●、●●●●●様、借人、●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●番●他1筆です。解約理由は売買のためです。

報告第2号、貸人、香川県農地機構、借人、●●●●●、申請地、●●●●●番他4筆です。解約理由は借り手の都合のためです。

次に、使用貸借終了農地返還通知についてご説明します。資料の2ページをご覧ください。これは使用貸借権を中途解約するもので、9件受理しています。

報告第1号から第3号をご覧ください。これは借人が同じで、●●●●●●●●●、●●●●●様、解約理由は病気等で労力不足のためです。

報告第1号の貸人、●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●番です。

報告第2号の貸人、●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●番1他2筆です。

報告第3号の貸人、●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●番他1筆です。

報告第4号、貸人、●●●●●、●●●●●様、借人、●●●●●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●番他2筆です。解約理由は売買のためです。

報告第5号、貸人、●●●●●、●●●●●様、借人、●●●●●●●●●、申請地、●●●●●●●●●番他3筆です。解約理由は売買のためです。

報告第6号、貸人、●●●●●、●●●●●様、借人、●●●●●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●番●他2筆です。解約理由は病気等で労力不足のためです。

報告第7号、第8号をご覧ください。これは農地機構を通じて貸し借りを

筆です。議案書2ページからでございます。

会長提出議案第2号についてご説明させていただきます。受付年月日、令和4年11月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●番、台帳地目、現況地目ともに田、地積は1,321㎡。譲渡人の申請事由は労力不足、譲受人の申請事由は経営規模の拡大。権利は所有権移転を伴うもので、経営面積は15,868.3㎡、受人従事数は7名です。資料と致しましては2ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●駅の南東約110mに位置し、譲受人については申請地周辺にも農地を所有し、経営面積の保全管理も行なっております。

次に、会長提出議案第3号についてご説明させていただきます。地区番号2、受付年月日、令和4年11月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●番他2筆で、台帳地目、現況地目ともに田、地積の合計が4,744㎡。譲渡人の申請事由は農業廃止、譲受人の申請事由は経営規模拡大。権利は所有権移転を伴うもので、経営面積は6,775.19㎡、受人従事数は6名です。資料と致しましては3ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の北西約830mに位置し、譲受人については申請地周辺にも農地を所有し、経営面積の保全管理も行なっております。

次に、会長提出議案第4号についてご説明します。地区番号2、受付年月日、令和4年11月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●番他3筆で、台帳地目、現況地目ともに田、地積の合計が7,265㎡。譲渡人の申請事由は経営縮小、譲受人の申請事由は経営規模の拡大。権利は所有権移転を伴うもので、経営面積は35,812.13㎡、受人従事数は2名です。資料と致しましては4ページとなります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●駅の南東約870mに位置し、譲受人については申請地周辺にも農地を所有し、経営面積の保全管理も行なっております。

次に、会長提出議案第5号についてご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日、令和4年11月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●番、台帳地目、現況地目ともに田、地積は783㎡。譲渡人の申請事由は経営縮小、譲受人の申請事由は経営規模拡大。権利は所有権移転を伴うもので、経営面積は2,848㎡、受人従事数は1名で、今月の利用権設定で1,094㎡分の農地を借り入れることで、合計の経営面積は4,725㎡となります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の南西約140mに位置し、譲受人については申請地周辺にも農地を所有しており、経営面積の保全管理も行なっております。

次に、会長提出議案第6号について説明させていただきます。地区番号3、受付年月日、令和4年11月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●の●●●●●●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●番、台帳地目、現況地目ともに田、地積は767㎡。譲渡人の申請事由は労力不足、譲受人の申請事由は経営規模拡大。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積は4,960.16㎡です。受人従事数は3名です。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の南約370mに位置し、譲受人については申請地周辺にも農地を所有し、経営面積の保全管理も行なっております。

次に、会長提出議案第7号についてご説明させていただきます。地区番号4、受付年月日、令和4年11月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●

見込まれる荒廃農地に分類された土地赤判定と確認されています。位置図は資料22ページ左側、写真方向図は資料22ページ右側、現況写真は資料23ページになるのでご確認ください。

説明は以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区からお願いします。

松岡浩二委員 第8号議案ですが、11月15日に現地確認を行いまして、この写真のとおり、竹林化されたような農地なので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

十川隆行委員 9号議案ですけども、先般全員で見てまいりました。山林化していますので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

十河道夫委員 ご報告を申し上げます。昨日、現地確認を全員で行いました。事務局の説明のとおり、10号、11号ともに問題なしと判断致しましたが、ご審議のほうよろしくお願いします。以上です。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第8号から第11号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第8号から第11号につきましてお諮りします。議案第8号から第11号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第8号から第11号を原案のとおり認めることと致します。

続きまして、日程第5 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第12号から第16号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 ご説明させていただきます。今回の第5条案件について、議案書は4ページからです。会長提出議案の第12号から16号までが5条申請の案件だったんですが、議案書を皆様に送付した後に第12号の申請、●●地区の申請について取下げがありました。したがって、今回の5条の案件は13号から16号の4件となり、面積にして1,600.01㎡の6筆になります。

それでは、個別の案件についてご説明させていただきます。

会長提出議案第13号についてご説明させていただきます。地区番号2、受付年月日、令和4年11月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●番●。台帳地目田、現況地目宅地。地積は21㎡。転用目的は進入

申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

議長（会長） 農地法第5条に基づく申請審議についてのご説明は以上となります。

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願いします。

松岡浩二委員 第13号議案、第14号議案についてご報告します。11月15日に現地確認致しました。2件とも無断転用解消案件ですので、特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

岡村義弘委員 15号議案をご説明します。第一種住居地域の分譲住宅ということで、事務局の説明のとおりで、別に問題ないと思いますので、ご審議のほうをお願いします。

あと、16号については、土地改良区の審査のときと、19日ですか、三、四人で見に行つたときに、現況の立地確認とか、その辺も、ピンとか杭とかそういう目印になるものがなくて、その場で記入できなかったのも、その辺のことを、これはちょっと今回は調べてないので、あとはまた皆さんの審議にお任せします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第13号から第16号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

16号のあれはどうもないんやろ。

岡村義弘委員 事務局も一緒に行つとるだろうと思うけど、ピンもなんちゃなかつたけん、立地確認も何もできなかったと思うんやけど、どななかつたで。

議長（会長） どなんするん、それやったら。現地確認できとらんと言うんやったら。

事務局 地区としての判断はどんなんですか。

岡村義弘委員 ほじゃけん、ピンも何ちゃなかつたら、この図面のとおりで、そのままで行つても、そのあれが、隣の人も口頭の了解だけやけん、現実の書面上は出てとらんから、それでは一月遅らす、やめることはできんだろうけど、遅らせてきちつとしたら、それをもう1回やってもらってから確認しようと思うんやけど。

議長（会長） ということは、地元の人はどうせいと言うんですか。

岡村義弘委員 いや、どうせいと言っても、土地改良も、農業委員も推進委員も一緒に見に行つたつて、ピンとあれがないから、幅とあれが出とらんから、境が分からんから。

事務局 担当のほうから。

事務局 申請書類の中で、一応この申請地、併せ利用地の北側、池田さんの同意状況報告書は了承済みということでついてはきていたんですが、地元の委員さんが見に行つたときに、●●さんとお話をしたところ、ちょっとまだ話がま

とまってないというようなことも、先ほどお聞きしております。

議長（会長） ということは、どうせいということ。保留ということ。

岡村義弘委員 そやから、保留で、業者がきちっとしたピンを打ってくれて、ここがこうやいうのが分かったら見るけど。

議長（会長） それ、いつまでに打てるというのは聞いとるん。

事務局 一応その業者のほうに連絡は取ったんですが、ちょっとまだ、いつまでに打てるとかいうご返事がもらってないので、取りあえずこの定例会が終わった後もう一度連絡して、この結果、こんなふうでしたということも。

議長（会長） それやったら、これ議題に乗せられんやろ。

岡村義弘委員 持ってくるのがおかしい。

議長（会長） のけとかないかな。そうしたら、これ一応保留で、来月、確定というので出してくれたら。それでいいですか。

事務局 はい。

議長（会長） 分かりました。
それでは、議案第13号から第15号につきましてお諮りします。議案第13号から第15号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、議案第13号から第15号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致し、第16号は、保留とし、現地及び書類が整ったら再審査することとします。

続きまして、日程第6 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第17号を上程致します。

なお、今月の議案で、議案書6ページの整理番号19が●●委員さん、議案書8ページの整理番号32番が●●委員さんの関係案件になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

では、事務局より説明を求めます。

事務局 会長提出議案第17号について、委員さんの案件を除き、ご説明いたします。農地の貸し借りについての説明で、議案書5ページから8ページの説明となります。

個人5件、中間管理機構28件の合計33件となっております。33件のうち、新規29件、再設定4件となっております。

33件のうち、賃借権が5件、使用貸借権が28件となっております。賃借権の内訳としまして、7,000円が1件、5,000円が1件、4,800円が1件、2,000円が1件、1,000円が1件となっております。

期間は、10年3件、6年6か月1件、6年23件、5年9か月2件、5年3件、3年1件となっております。

続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表の78件について説明致します。別紙のA3の総括表をご覧ください。

貸付先は、個人28件、法人50件となっております。設定する権利等の種

現在、ミニトマト、オクラ、スイートコーン、キャベツ、ブロッコリーを生産しています。

農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)の生産につきまして、ミニトマトは現在、面積110aで生産量が13万2,000kgですが、5年後、面積を120aで生産量を14万4,000kgに増やす予定です。オクラは現在、面積が36aで生産量が6,600kgですが、5年後、面積を40aに増やし、生産量を8,000kgに増やします。スイートコーンは現在、面積100aで生産量が15,000kgですが、5年後変更はありません。キャベツは現在、面積130aで生産量が91,000kgですが、5年後、面積を250a、生産量を17万5,000kgに増やします。ブロッコリーは現在、面積400aで生産量が40,000kgですが、5年後、面積を800a、生産量を80,000kgに増やします。

(3)の農用地及び農業生産施設、アの農用地で、所有地の田が現状21aですが、5年後も増減はありません。借入地の田、現状1,563aですが、こちらも5年後増減はありません。イの農業生産施設ですが、現状、鉄骨ハウス1棟1,800㎡ですが、こちらも5年後変更はありません。ハウス(レンタル)は10棟の9,200㎡ですが、5年後は1棟増やして11棟の10,200㎡に増える予定です。作業場1棟40㎡ですが、こちらも5年後変更はありません。

5年間で面積拡大は計画しておりませんが、コロナや雇用の影響で栽培できなかった露地野菜を復活することにより栽培面積を増やすことで所得の向上を目指します。ちなみに、令和4年度のプロッコリーの作付面積は4haですが、昨年、令和3年度は10ha栽培していたそうです。現状の所有地、借入地15haのうち作付面積8ha弱の利用ですが、今後は増やしていくということで、今年度について少し利用面積が減っている状況です。

現状の年間所得1,040万円から5年後1,210万円を目指します。経験も実績もある農業者ですので、認定農業者の継続認定についてご審議よろしくお願い致します。

以上です。

議長(会長) 事務局の説明が終わりました。本議案につきましては長尾地区の関係案件ですので、地区代表委員からの補足事項等がございましたら発言をお願い致します。

十河道夫委員 ●●●●●●ですが、先ほど説明あったとおりで、地元で密着して、地についてきちっとした経営をされていると思いますので、問題なかろうと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

議長(会長) 地区代表委員の報告が終わりました。議案第18号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長(会長) それでは、農業改善計画の審査について、議案第18号についてお諮りします。異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長(会長) それでは、議案第18号について原案のとおり承認することと致します。本日の上程議案については以上ですが、日程第8 その他で、事務局ありませんか。

事務局	<p>その他と致しまして、今、皆様の机にお配りしているA4のホチキス止めの3枚の資料になるんですが、農地所有適格法人としての事業等の状況ということで、お手元にございますか。これが<u>鴨部の株式会社さぬきの農の梶原</u>さんのほうから、会社というか自宅のすぐ隣の農地2筆を法人として取得したいということで相談がありました。それで、法人で取得するためには農地所有適格法人として農業委員会に認められないかんですよということで、提出していただいたものの写しがこの資料になります。</p> <p>今、現時点で3条での取得ということで相手方の人ともお話を進められていたみたいなのですが、機構さんを通した売買のほうがメリットがあるということで、ちょっと今、どちらで最終出てくるかは分からないのですが、もし3条で出てきた場合は来月の議案として上げさせていただきますので、今、お知らせさせていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	農地集積専門員の方、何かございますか。
農地中間管理機構	ありません。
事務局	<p>事務局のほうから1点、皆様のお手元にお配りしている資料のことでご案内させていただきます。</p> <p>皆様のお手元に農政情報と来年2023年の農業委員会手帳を配付しております。地区代表委員の方につきましては、お手数なんですけど、推進委員さんの紙袋の中に入れております。あと、本日欠席されている方の分もお入れしておりますので、またお渡しいただけたらと思います。手提げ袋を余分に用意していますので、必要な方がありましたら事務局の職員までおっしゃっていただけたらと思います。</p> <p>それと、農業新聞から毎年、来年のカレンダーを配付しているかと思うんですが、今年はまだ発行していないということなので、事務局も農業委員さん分も来年のカレンダーはありませんので、ご連絡致します。</p> <p>以上です。</p>
事務局	<p>それからもう1点、最後に事務局のほうから、経営改善計画の申請書につきましては後から回収しますので、机の上に置いていただけたらと思います。</p> <p>それから、次回の定例会でございますが、12月16日金曜日午後1時半から、本庁3階301、302、この会議室で行いますので、また予定のほうをよろしくお願ひしたらと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>以上をもちまして、令和4年11月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議ありがとうございました。</p> <p>（ 2時30分閉会）</p>

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく競売買受適格証明願いについて
賛成委員・・・・・・14名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・14名 反対委員・・・・・・0名

・非農地証明願いについて
賛成委員・・・・・・14名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・14名 反対委員・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・14名 反対委員・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について
賛成委員・・・・・・14名 反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 16番

署名委員 17番